

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」・「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ(評価点1点)	評価項目Ⅱ(評価点2点)	評価項目Ⅲ(評価点3点)	不適合	評価点(1点)	評価点(2点)	評価点(3点)	
1	事前		1点	必要保育従事者数 任意の保育実施日における受入児童(一時保育児も含む)と保育従事者の配置状況の関係。 この場合非常勤職員でも常勤職員として換算する。	各年齢の判断は保育実施日の満年齢で判断する。 当該年度の市の指定する日における児童の登園状況、職員の配置状況を、市の指定する様式にて報告させる。その報告にて判定する。 国基準では保育する乳幼児が6人以上19人以下の施設において、保育従事者が一時的に1人になることを認めているが、認証基準では常時複数の配置を要する。	保育に従事する職員が1人となる時間帯がある。 任意の保育実施日において、国基準の保育従事者が配置されていない時点がある。 この場合非常勤職員でも常勤職員として換算する。	任意の保育実施日において、どの時点においても国基準を満たし、常時複数の保育従事者が配置されている。 この場合非常勤職員でも常勤職員として換算する。							
2	事前		評価	必要保育従事者数のうち、有資格者の配置状況	当該年度の市の指定する日における児童の登園状況、職員の配置状況を、市の指定する様式にて報告させる。その報告にて判定。 有資格者とは、「保育士」及び「看護師(准看護師は含まない)」の資格を有する者をいう。	任意の保育実施日において、国基準の有資格者が配置されていない時点がある。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない ※国基準を満たしている(有資格者に准看護師を含む)	有資格者の数が最低必要保育従事者数の3分の1以上いる。	有資格者の数が最低必要保育従事者数の3分の2以上いる。 ただし、保育する児童が1人の場合においては、必要保育従事者(2人)のうち、有資格者(保育士資格のみ)は1人以上とする。					
3	○		評価	保育従事者についての掲示(氏名、保育士資格等を掲載)にてどう表示されているか。	呼称については不問(この点は国基準と異なる。)	以下のいずれかに該当する。 ・保育士の掲示が無い。 ・保育士無資格(幼稚園免許は有資格とする)者を有資格者に誤認されるような掲示をしている。 ・現に保育に従事していない保育士が掲示されている。	不適でなく、評価項目Ⅲに該当しない							
4	事前		1点	保育室の面積は、定員1人当たり2.23㎡以上確保されているか。	図面上の保育室面積で判断。移動可能な家具は面積に含む。区画、部屋割されている場合は各面積の合計をもって保育室の面積とする。なお、保育室とは乳幼児の保育に有効と判断される空間とする。	保育室の面積が、定員1人当たり2.23㎡以上確保されていない。				保育室の面積が、定員1人当たり2.23㎡以上確保されている。				
5	○		1点	冷蔵庫、冷凍庫、加熱器、湯沸器などの設置状況	調理を行わない施設においても食品等を管理する部分を調理室と読み替えて判断	調理室がない場合:冷蔵庫、加熱器、湯沸器の全てが設置されていない 調理室がある場合:上記に冷凍庫を加えた設備が設置されていない	調理室がない場合:冷蔵庫、加熱器、湯沸器の全てが設置されている。 調理室がある場合:上記に冷凍庫を加えた設備が設置されている。							
6	○		1点	調理室と保育室の区画状況 (調理室が無い場合は弁当の保管場所、食器等の保管場所を調理室とみなして判断)		調理室が、乳幼児が保育室から容易に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。	調理室が、乳幼児が保育室から容易に立ち入ることができないよう区画等されている状態にある							
7		○	評価	調理室の清掃状況	別表2「清掃評価表」にて判定。	「清掃評価表」中『調理室の清掃』が「不適合」の場合。	「清掃評価表」中『調理室の清掃』にて判定							
8	○		評価	保育スペースの区画状況	当該年度の運営状況報告において、1歳未満の乳児を預からないとしている場合は、不適合に該当する場合であっても区画する必要があるに鑑み評価項目Ⅲとして扱う。 ただし、調査日時点において1歳未満の乳児が在籍している場合は不適合とする。	以下のいずれかに該当する。 ・区画されていない、又はベビーベッドがない。 ・ベビーベッドがあるが、ひとつのベビーベッドに2人以上の乳幼児を寝かすことがある。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない	ベビーベッドのみ	幼児が容易に区画を超えることができない構造で区画されている。					
9	○		1点	保育室の採光及び換気状況	建築基準法第28条の規定に準じた採光及び換気設備があること。	保育室の採光及び換気状況が不十分である。	保育室に窓等の採光に有効な開口部がある(床面積の5分の1以上)。 保育室に換気有効な開口部(床面積の20分の1以上)又はこれに相当する換気設備がある。							
10	○		評価	便所用の手洗設備の設置状況		以下のいずれかに該当する。 ・便所用の手洗設備が設けられていない。 ・トイレタンク注水用の水を手洗いに使用、その際幼児の使用に配慮されていない。	不適でなく、評価項目Ⅲに該当しない。 (「トイレタンク注水用の水を手洗いに使用、その際幼児の使用に配慮されている。」等)							
11		○	評価	手洗いの清掃状況	別表2「清掃評価表」にて判定。	「清掃評価表」中『手洗いの清掃』で「不適合」の場合。				「清掃評価表」中『手洗いの清掃』にて判定				

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ(評価点1点)	評価項目Ⅱ(評価点2点)	評価項目Ⅲ(評価点3点)	不適合	評価点(1点)	評価点(2点)	評価点(3点)	
12	○		1点	便所の区画状況		区画されていない	区画されている							
13		○	評価	便所の清掃状況	別表2「清掃評価表」にて判定。	「清掃評価表」中『便所の清掃』で「不適合」の場合。	「清掃評価表」中『便所の清掃』にて判定							
14		○	評価	汚物の保管方法		以下のいずれかに該当する。 ・汚物を蓋つき容器(蓋は容器に適合していること)に入れて保管していない。 ・調理室及び食品食器等の保管場所と同一区画にて保管 ・保育室内(区画されない廊下等で児童の動線を考えた場合に保育スペースと同様の部分を含む。)にて保管 ・屋外に保管する場合に、容器の転倒・散乱防止等への配慮がされていない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない	汚物は蓋つき容器(蓋は容器に適合していること)に入れ、区画された廊下又は手洗い場内(保育室と区画されない手洗い場は含まず)にて保管。屋外保管の場合は転倒・散乱防止等への配慮がされている。	汚物は蓋つき容器(蓋は容器に適合していること)に入れ、区画された廊下又は手洗い場内(保育室と区画されない手洗い場は含まず)にて保管。屋外保管の場合は転倒・散乱防止等への配慮がされている。					
15	○		評価	便器の数、乳幼児の使用への配慮	年齢の判断は、当該年度4月1日時点の満年齢で判断する。 人数の判断は、当該年度の市の指定する日に在籍する月極契約児童数で判断する。 便器の数にオマールは含まない。	以下のいずれかに該当する。 ・他施設との共用 ・大人用便器しかなく、幼児用補助具がない(幼児が自ら使用するのに踏み台等が必要な場合踏み台も補助具に含む)。 ・介助が必要な児童への配慮がない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない	1歳以上児20人につき、子どもの使用に配慮された便器が1つ以上設置されている。	評価項目Ⅱを満たし、幼児用の便器が1つ以上設置されている。					
16	○		1点	消火用具の有無、機能失効		以下のいずれかに該当する。 ・消火器がない ・使用期限が切れている ・消火器が迅速に取り出せない	使用期限内の消火器がある							
17	○		1点	消火器設置場所	口頭確認	管理者が設置場所を把握していない	管理者が設置場所を把握している							
18	○		評価	避難経路状況	評価項目Ⅲの「別方向」とは、施設内から直接避難が可能な方角をいう。(施設の外に出た後別方向へ向かう場合は同一方向とみなす。)	避難経路の安全に配慮していない。	避難経路が通常出入口(1箇所)のみである。	2箇所以上の避難経路があり、各経路の安全に配慮している。	避難に有効な位置に2箇所以上(別方向への避難可能)の避難経路があり、各経路の安全に配慮している。					
19	事前		1点	消防計画が適正に作成され届出が行われているか。(作成及び届出の義務がない施設については、適合しているものとみなす。)	消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。 (認証前提として開設後1年間の運営を要するため、その間に取得できていない場合は非該当)	消防計画が適正に作成され届出が行われていない	消防計画が適正に作成され届出が行われている							
20	事前		1点	防火管理者の選任、届出が行われているか。(作成及び届出の義務がない施設については、適合しているものとみなす。)	消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。 (認証前提として開設後1年間の運営を要するため、その間に取得できていない場合は非該当)	防火管理者の選任、届出が行われていない	防火管理者の選任、届出が行われている							
21		○	評価	避難訓練実施状況		以下のいずれかに該当する。 ・年間計画が作成されていない ・避難訓練が毎月実施されていない ・避難訓練の記録が無い	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない	避難訓練が毎月1回以上実施され、火災、地震、不審者侵入を想定した内容で行われている。	避難訓練が毎月1回以上実施され、火災、地震、不審者侵入を想定した内容で行われ、保育従事者の行動実績・反省点を記録している					
22		○	1点	児童の保育状況①		デイリープログラム等が作成されていない。	不適でない							
23		○	評価	児童の保育状況②	別表3「保育評価表」にて判定。	「保育評価表」中『保育記録』で「不適合」の場合。	「保育評価表」中『保育記録』にて判定							
24		○	評価	汚れた時の処理	オムツ交換時の専用シートは共用せず、個人のもの又は使い捨てのシートを利用する。 汚物運搬用具及び汚物保管容器の消毒については濃度0.02%の次亜塩素酸ナトリウム希釈液で拭き上げる。	以下のいずれかに該当する。 ・児童の体の汚れたところを清潔にしていない。 ・処置中、保育室の床に汚物が触れる場合に随時床を消毒するなど清潔な状態にしていない。 ・オムツ交換専用シートがない、又は共用している。	不適でなく、オムツ交換専用シートを用い児童が衛生的に利用できるよう配慮されている。(オムツ交換専用シートは使用後衛生的に管理されている)	評価項目Ⅰを満たし、汚物運搬用具(バケツ等)を用いて汚物等が保育室の床に触れない。	評価項目Ⅰ、Ⅱの全てを満たし、汚物運搬用具及び汚物保管容器は毎日消毒を行い、清潔な状態を保っている。					

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ(評価点1点)	評価項目Ⅱ(評価点2点)	評価項目Ⅲ(評価点3点)	不適合	評価点(1点)	評価点(2点)	評価点(3点)	
25		○	評価	屋外保育	日報等で確認	屋外遊戯の時間が週に2日以下しか設定されていない。		不適でなく、評価項目Ⅲに該当しない	天候等の条件が許す限り、毎日屋外遊戯の時間が設定されている。					
26		○	1点	乳幼児との関わり①		以下のいずれかに該当する。 ・显然と(保育従事者との関りなしに)テレビ・ビデオ等をつけている。 ・保育実践において1日おおむね1時間以上テレビ・ビデオ等を見せている。	不適でない							
27		○	評価	乳幼児との関わり②	別表3「保育評価表」にて判定。	「保育評価表」中『保育者の様子』で「不適合」の場合。	「保育評価表」中『保育者の様子』にて判定							
28	事前		評価	施設管理者の資格	運営状況報告に記載されている設置者および管理者(施設における管理責任者)にて判断	乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切でない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない	設置者または管理者が、看護士または幼稚園教諭資格を有している。	設置者または管理者が、保育士資格を有している。					
29		○	評価	遊具の整備状況		評価項目Ⅰに挙げる遊具のいずれかがない。	以下の3つが全てある。 ・絵本 ・擬似遊び遊具(人形・ままごと遊具等) ・積み木またはブロック(小型を除く)	評価項目Ⅰに挙げる遊具が以下を満たす。 ・年齢に応じたものである ・児童の手の届く位置にある。	評価項目Ⅱを満たし、常設の『ままごとコーナー』が設置され、その他にも児童の発育を促す『遊びコーナー』を随時設置している。					
30		○	評価	遊具の清掃状況	別表2「清掃評価表」にて判定。	「清掃評価表」中『遊具の清掃』で「不適合」の場合。	「清掃評価表」中『遊具の清掃』にて判定							
31		○	1点	遊具の安全性	危険遊具を囲障し使用禁止にしている場合は不適にあたらない	危険放置	不適でない							
32	事前		1点	保育に対する姿勢等	様式1-3「豊田市認証保育所セルフチェック」にて判定。	様式1-3「豊田市認証保育所セルフチェック」に不備がある	不適でない							
33	○		評価	研修会への参加状況	監査実施月の属する年の実績及び予定で判定。監査実施月が1月から3月の間の場合は前年中の実績で判定。 ・研修に含めることができる・・・保育士派遣会社及びフランチャイズ施設の親会社が主催する外部講師による人材育成研修 ・研修に含めることができない・・・施設職員が講師となり、同施設の職員に対し行う研修、講座。(施設外で開催したとしても施設内研修に類する研修とみなす)、事業外の内容に関する研修(例:預かり対象年齢外の子育て講座、妊娠中の食事講座等)	以下のいずれかに該当する。 ・施設外研修に参加していない ・記録簿がない	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	・年間2回施設外研修に参加、その記録がある。 ・研修に参加していない保育従事者に対し回覧等により研修内容が周知されている。	・年間3回以上施設外研修に参加、その記録がある。 ・研修に参加していない保育従事者に対し回覧等により研修内容が周知されている。					
34		○	評価	施設内研修の機会・児童への処遇検討会(ミーティング)の開催状況	当該年度の市の指定する月における記録を確認。	以下のいずれかに該当する。 ・職員間のミーティングを月1回以上行っていない。 ・ミーティング記録がない	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	・職員間のミーティングを毎月2回以上行い、その記録がある。 ・ミーティングに参加できなかった保育従事者に対し回覧等によりミーティング内容が周知されている。	・職員間のミーティングを毎月1回以上行い、その記録がある。 ・ミーティングに参加できなかった保育従事者に対し回覧等によりミーティング内容が周知されている。					
35		○	1点	児童への暴力等	施設管理者申出、事象発生の実実、通報等の裏付確認をもって該当とする	しつこく称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇が見られる。	不適でない							
36	○		評価	虐待への対応		虐待発見時の連絡先が回答できない。		虐待発見時の連絡先を1つ回答できる。	虐待発見時の連絡先を2つ以上回答できる。					
37	○		評価	保護者との連携	児童の連絡帳で確認。項目見出しを設けていること(空白欄自由記載は非適用)。『施設運営等に関する意見・要望』について連絡帳以外でこれを満たす場合は、日々の口頭連絡等以外で設定される場合は、この事項について基準を満たすと判断する。	連絡帳がない	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	以下の全ての項目についてそれぞれの欄を設けて記入できる連絡帳を設けている。 ・体温(自宅等で保護者記入) ・排便 ・保育中の児童の様子 ・食事の摂取量等 ・睡眠(家庭・施設内) ・家庭での児童の様子 ・施設運営等に関する意見・要望	以下の全ての項目についてそれぞれの欄を設けて記入できる連絡帳を設けている。 ・体温(施設受入時に記入) ・排便 ・保育中の児童の様子 ・食事の摂取量等 ・睡眠(家庭・施設内) ・家庭での児童の様子 ・施設運営等に関する意見・要望					

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ(評価点1点)	評価項目Ⅱ(評価点2点)	評価項目Ⅲ(評価点3点)	不適合	評価点(1点)	評価点(2点)	評価点(3点)	
38	○		評価	保護者緊急連絡先管理 (職員誰もが確認できる形態で管理)		以下のいずれかに該当する。 ・連絡先を管理していない児童が在園している。 ・保育従事者が確認できる形態で管理していない。	不適合なく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	持ち出し用の連絡先簿が整備されている。	持ち出し用の連絡先簿が整備されている。 その連絡先簿には第2連絡先まで記載してある。					
39	○		1点	保育室の見学・事前説明		・見学を許さない ・事前説明を行わない	不適合でない							
40		○	評価	食器等の洗浄状況		洗浄していない。		洗浄後、布巾等でのふきあげのみ。	洗浄後、食器乾燥機にて乾燥させる。					
41		○	評価	食器等の保管状況	保管容器及び食器棚の埃・害虫等の進入防止については、その閉鎖状況及び衛生状況にて判断(具体的な例については「認証保育所認証要綱の留意点」を参照) 食器を覆う素材は布巾等繊維が付着するものは不可。 食器棚において、庫内の同一区画内で食器とともにおやつ等の食器以外の物を保管する場合は、食器のみを別に密閉容器に保管すること。また、同一庫内に食器の保管上不適切と判断するものがある場合は、食器を密閉容器に保管していたとしても適切と判断する。	・食器をむき出しのまま保管している。(覆うものがない)又は布巾等繊維の付着しやすい物で覆っている。 ・衛生上不適切な場所で保管(保管容器での保管も含む)	・食器全面をビニール等で隙間なく覆い、保管している。	・蓋付き容器(蓋と容器が適合するもの)で保管、又は埃や害虫が進入しにくい構造の食器棚で保管している。	・密閉容器(蓋と容器が適合し、容易に開封できないもの)で保管している。又は埃及び害虫の進入防止に有効な構造を有する食器棚で保管している。					
42		○	評価	食器等の消毒状況	消毒は煮沸又は薬品で実施すること	週1回以上の消毒を行っていない。	週1回消毒を行っている。	不適合なく、評価項目Ⅰ・Ⅲに該当しない。	毎日消毒を行っている。					
43		○	1点	布巾等の消毒状況	消毒は煮沸又は薬品で実施すること	布巾(食器用)・まな板・包丁等を週1回以上消毒を行っていない。	不適合でない							
44		○	1点	配膳が衛生的か	現地確認した複数担当で判断する	以下のいずれかに該当する。 ・食事が衛生的に行われていない ・配膳直前に食卓を清潔に拭いていない ・食卓用布巾を他の用途に使用している(床拭き、児童のタオル代用など) ・使用する食器等が衛生的でない	不適合でない							
45		○	1点	食器の共用		洗浄しないまま共用されている	不適合でない							
46		○	1点	食品の保存		以下のいずれかに該当する。 ・冷蔵庫が無い。 ・食中毒防止への配慮がない。 ・再加熱可能な調理器具がない。 ・児童が触れる可能性のある場所に保管している。 ・おやつ等を蓋付きの容器にて保存していない。 ・飲食物(弁当等)が適切に管理されていない。	不適合でない							
47		○	1点	離乳食への配慮があるか		離乳食期の乳児に幼児と同じものを与えている	不適合でない							
48		○	1点	外部調理での給食内容		以下のいずれかに該当する。 ・乳幼児に配慮されていない ・予備食として1食以上準備していない	不適合でない							
49		○	1点	授乳後及び離乳食摂取後の配慮		以下のいずれかに該当する。 ・ゲップさせていない ・食事後すぐ寝かせている	不適合でない							
50	○		評価	献立の作成・配布状況	当該年度の市の指定する月における献立を確認。 「家庭からの弁当」の場合、保護者が品目・食材を承知していることに鑑み評価Ⅲとして扱う。	以下のいずれかに該当する。 ・献立がない ・事前に献立を保護者に配布していない		品目の記載された献立を保護者に配布している。	品目、主な食材等の記載された献立を保護者に配布している。					

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ(評価点1点)	評価項目Ⅱ(評価点2点)	評価項目Ⅲ(評価点3点)	不適合	評価点(1点)	評価点(2点)	評価点(3点)	
51	○		評価	身長・体重のチェック	児童の連絡帳等・施設側記録で確認。	以下のいずれかに該当する。 ・記録が無い ・どちらか一方でも計測していない。 ・計測器がない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	施設用記録および児童用連絡帳等に毎月の身長・体重の記録を記載している。	評価項目Ⅱを満たし、施設用・児童用ともに時系列的把握が容易にできる書式で記録している。					
52	○		1点	緊急時の医療機関連絡 (病院診療時間外で児童の診療が必要と判断した場合どうするか)		以下のいずれかに該当する。 ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・口頭質問で緊急時の対応を答えられない。	不適でない							
53	○		評価	児童の健康診断(入所時)	当該年度新規入所児童(調査時で1ヶ月以上経過している児童)の健診記録を確認。健診項目については不問。	以下のいずれかに該当する。 ・今年度入所児童(一時保育を除く)の健康診断の記録が不完全 ・適切に行われていない。(入所前3ヶ月以前の健康診断等) ・入所後1ヶ月経過した児童で健診未実施の保護者に対し、期限を付した文書で実施依頼を行っていない。	不適でなく、評価項目Ⅲに該当しない。			今年度入所児童(一時保育を除く)の健康診断の記録が全て整備されている。				
54	○		評価	児童の健康診断(在籍中)	全児童の健診記録を確認。当該年度監査時に前回実施から約6ヶ月間隔あけた2回の健診記録がある(前回の健診記録が前年度のこともありうる)。健診項目については不問。	以下のいずれかに該当する。 ・今年度不完全で前年度の入所児童(一時保育を除く)の健康診断の記録が不完全。 ・健診未実施の保護者に対し、期限を付した文書で実施依頼を行っていない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	今年度在籍児童の健康診断の記録が全て整備されている。また、不完全な場合は、前年度の入所児童(一時保育を除く)の健康診断の記録が全て整備されている。	評価項目Ⅱを満たし、施設として定期的(年2回、概ね6ヶ月の間隔をあけて)に実施している。(往診、来院等。)					
55	○		1点	職員の健康診断(採用時及び定期健診)	(採用時) 健診記録が採用日前3ヶ月から採用日後1ヶ月以内に実施されているか。 (在職中) ・年1回の定期的な健康診断を実施しているか。 ・今年度不完全な場合は前年度の職員の健康診断の記録が完全であるか。(健診項目は不問)	今年度不完全で前年度の職員の健康診断の記録が不完全	不適でない (健診項目については不問)							
56	○		評価	職員の検便	保育従事者及び調理員について、調査時から過去1年間の検便記録を確認。	以下のいずれかに該当する。 ・調理員が毎月検便を行っていない。 ・調理員の検便の記録が毎月分ない。 ・保育従事者の検便実施月数が保育従事者の保育従事月数の5割未満である。	・調理員が毎月検便を行っている。 ・保育従事者の検便実施月数が保育従事者の保育従事月数の8割以上9割未満であり、その記録がある。	・調理員が毎月検便を行っている。 ・保育従事者の検便実施月数が保育従事者の保育従事月数の8割以上9割未満であり、その記録がある。	・調理員が毎月検便を行っている。 ・保育従事者の検便実施月数が保育従事者の保育従事月数の9割以上であり、その記録がある。					
57	○		評価	医薬品等の整備	最低限必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 使用期限は、医薬品により取扱いが異なるが、「開封後〇〇日」等の使用開始によって使用期限が定まるものについては認証項目に関わらず使用開始日及び使用期限を記入し管理する。 評価項目Ⅱの衛生材料とは包帯、ガーゼ、綿棒、絆創膏等治療時に使用するもの。 評価項目Ⅲの湿布等とは、発熱及び打撲時に冷却できる薬品又は医療器具等。	以下のいずれかに該当する。 ・体温計・水枕類・消毒薬、絆創膏類がない。 ・使用期限の過ぎた医薬品類がある。	体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類が備えられている。	評価項目Ⅰを満たし、衛生材料は埃の入らない容器等で管理している。	また、医薬品類の保管について、熱、光、湿度の影響を受けない場所に適切に保管している。					
58	○		評価	欠席理由の確認		施設に欠席席がない。	不適でなく、評価項目Ⅱ、Ⅲに該当しない。	欠席席表に在園児童の欠席が記載されている。	評価項目Ⅱを満たし、欠席の場合はその理由が毎回記載されている。					
59	○		1点	感染症への対応		以下のいずれかに該当する。 ・感染症であることを知りつつ児童を保育している。 ・かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出を求めている。	不適でない							

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」・「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check
							評価項目Ⅰ（評価点1点）	評価項目Ⅱ（評価点2点）	評価項目Ⅲ（評価点3点）	不適合	評価点（1点）	評価点（2点）	評価点（3点）	
60		○	評価	タオルの共用（児童）		タオルの共用		・個人持ちタオルを使用（全般で使用）	以下のいずれかに該当する。 ・エアータオル、ペーパータオル使用又は個人持ちタオルを使用し、使用中の個々のタオルは互いに接触しないように保管されている。					
61		○	1点	タオルの共用（保育従事者）		タオルの共用	不適でない							
62	○		2点	手洗い設備	児童用手洗いはシンクの設置及び児童の使用に配慮された設備であることを要する。			・便所用手洗いは別に屋内（調理室を除く）に児童用手洗いが設置されており、児童の利用用途に応じて使い分けている。 ・便所用手洗いは別にテラスに児童用手洗いが設置されており、児童の利用用途に応じて使い分けている。（園庭を有する施設に限る。）						
63		○	評価	SIDSへの対応	・年齢の判断は、当該年度4月1日時点の満年齢で判断する。	以下のいずれかに該当する。 ・SIDS予防に関する記録が無い。 ・うつ伏せ寝を放置・奨励している。（医師または保護者の書面による指示がある場合は除く） ・乳児室に職員が在室していない。	不適でなく、評価項目Ⅱ・Ⅲに該当しない。	睡眠中の観察は必ず顔色を目視し、睡眠開始終了時間、15分以内毎の呼吸の有無及び寝ている姿勢、観察者を記録して、図で管理している。	睡眠中の観察は必ず顔色を目視し、睡眠時の部屋の温度及び湿度、睡眠開始終了時間、15分以内毎の呼吸の有無及び寝ている姿勢、観察者を記録して、図で管理している。					
64	○		1点	喫煙		・施設内で喫煙している。（豊田市が認める「分煙施設」に準ずる施設における指定喫煙場所での喫煙は除く） ・施設内に灰皿がある。	不適でない							
65	○		1点	安全計画	安全計画の策定、職員への周知、研修、訓練の実施、及び保護者への周知	安全計画の策定、職員への周知、研修、訓練の実施、及び保護者への周知をしていない。	不適でない							
66		○	1点	寝具の保管方法	一組以上の寝具が施設に常設されていること。	以下のいずれかに該当する。 ・施設に寝具が一組も常備されていない。 ・清潔な場所で埃がかからないよう整理整頓に配慮し保管していない。 ・寝具が敷いたままになっている（使用・未使用に関らず）。	不適でない							
67		○	評価	寝具とシーツは清潔か	・施設所有と保護者所有の寝具が両方存在する場合は、それぞれで評価を行い双方を同時に満たす評価をもって当該評価とする。	《通常、施設所有（借用含む）の寝具を使用している場合》 以下のいずれかに該当する事項がある。 ・寝具が汚れていたりやぶれている。 ・寝具にシーツが使用されていない。 ・シーツを週1回以上清潔なものと交換していない。 ・布団等を週1回以上日干ししていない。 《通常、保護者持込の寝具を使用している場合》 以下のいずれかに該当する事項がある。 ・寝具が汚れた場合、随時、保護者に交換等を求めている。 ・寝具を週1回以上持ち帰り、必要な洗濯及び日干しを保護者に促していない。 ・他の児童に使用する。	不適でなく、評価項目Ⅱ、Ⅲに該当しない。	評価項目Ⅲを満たすが、1枚の敷布団に複数の児童を寝かすことがある。	《通常、施設所有（借用含む）の寝具を使用している場合》 次の①②のいずれかに該当する。 ①寝具のシーツを毎日交換して使用している。 ②以下を全て満たす ・週1回以上シーツ等を洗濯または清潔なものと交換し、布団等を日干ししている。 ・各児童の使用する寝具が決められている（同一シーツを使用する間）。 《通常、保護者持込の寝具を使用している場合》 ・寝具を週1回以上自宅に持ち帰らせ、自宅で日干しするよう指導している。					
68		○	評価	事故予防	あと一歩で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハツとした出来事を記録、分析して、事故予防対策に活用しているか。	記録が無い	不適でなく、評価項目Ⅱ、Ⅲに該当しない。	ヒヤリ・ハツとした出来事、予防策の記録があり、事故予防対策に活用されている。	ヒヤリ・ハツとした出来事、予防策の記録があり、ミーティングなどで事故予防対策に十分活用されている。					
69		○	1点	事故対応（応急手当）	応急手当のマニュアルを作成し、保育従事者全員が共通理解、共通認識しているか。	マニュアルが無い	不適でない							

別表1

豊田市認証保育所認証基準

(監査実施日: 年 月 日)

No.	1系	2系	評価点の区分	豊田市認証保育所認証判断事項	補足	不適合	評価点の区分欄に基づき点数が決定される。「1点」・「2点」の項目は適合すると当該評価点が、「評価」の項目は適合度合いにより1点～3点の評価点となる。							Check			
							評価項目Ⅰ（評価点1点）	評価項目Ⅱ（評価点2点）	評価項目Ⅲ（評価点3点）	不適合	評価点（1点）	評価点（2点）	評価点（3点）				
70	○		1点	危険箇所	施設敷地内の危険箇所・危険物の有無 地震対策が必要と判断される家具・備品等 に有効な地震対策を行っているかまたは努力しているか。	現地確認した複数担当者の全てが不適と判断する。	不適でない										
71	○		1点	賠償責任保険加入の有無	保育中の方が一の事故に備えること。	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	賠償責任保険に加入している。										
72	○		1点	施設及びサービスに関する内容の掲示		掲示が全く無い	国基準を満たし、かつ外部から視認できるよう掲示している。										
73	○		1点	契約内容の書面交付		書面交付した控えがない。	国基準を満たす										
74	○		1点	職員に関する書類等の整備	労働基準法等の法令に基づき、各事業場に備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿が整備されていないまたは不十分である。	不適でない										
75	○	○	1点	上記までの項目以外に、健全な保育を実施するにあたり不適切な事項があるか		上記までの項目以外に、健全な保育を実施するにあたり不適切な事項があると市長が判断したとき。	不適でない										
										不適合項目数		0					
										評価項目				0	0	0	
										1点項目				0			